

令和6年度 第2回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和6年12月2日(月)
午後1時30分から
場 所 湯河原町役場第2庁舎
3階第1～第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について

4 案 件

(1) 真鶴聖苑の委託事業者選定にかかる疑義の調査結果について

(2) 下水の処理に関する負担について

5 その他

報 告

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和6年6月23日現在

湯 河 原 町（8名）		
（職 名）		（氏 名）
副議長	広域行政特別 委 員 長	山本 俊明
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	土屋 誠一
	広域行政特別 委 員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議 長	村瀬 公大
	副議長	善本 真人
会 長	町 長	<u>内藤 喜文</u>
委 員	副町長	

真 鶴 町（8名）		
（職 名）		（氏 名）
議 長	広域行政特別 委 員 長	天野 雅樹
委 員	広域行政特別 副 委 員 長	高橋 敦
	広域行政特別 委 員	加藤 龍
		黒岩 範子
	議 長	田中 俊一
	副議長	海野 弘幸
副会長	町 長	小林 伸行
監 事	副町長	大塚 伸二

※役 員
[会 長] 内 藤 喜 文
[副議長] 山 本 俊 明

[副会長] 小 林 伸 行
[議 長] 天 野 雅 樹
[監 事] 大 塚 伸 二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、公営企業管理者、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。